

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第59号**

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第58号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
26 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図るとともに、 <u>高齢者等を地域で支え合う活動を行うための体制づくりを支援することにより、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備すること。</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	26 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
略					略				

33 鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	33 鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
34 鳥取県ワクチン接種緊急促進基金	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、がん及び感染症の予防を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。					

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を		12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を	

	を行い、も って鳥取県 環境の保全 及び創造に 関する基本 条例（平成 8年鳥取県 条例第19 号）による 環境の保全 及び快適な 環境の創造 に関する施 策の推進に 資すること。 と。	達成する ために必 要な経費 の財源に 充当  (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て			
13	鳥取県 農地 を守る直 接支 払基 金	中山間地 域の農業者 に対し直接 支払いを実 施すること により、農 業生産活動 を維持し、 農地が有す る水源かん 養機能等の 多面的機能 を確保する こと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当  (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると き。
13	略				
14	略				
15	略				
16	略				
17	略				
18	略				
19	略				
20	略				
21	略				
14	略				
15	略				
16	略				
17	略				
18	略				
19	略				
20	略				
21	略				
22	略				

<u>22</u> 略	<u>23</u> 略
<u>23</u> 略	<u>24</u> 略
<u>24</u> 略	<u>25</u> 略
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	<u>27</u> 略
<u>27</u> 略	<u>28</u> 略
<u>28</u> 略	<u>29</u> 略
<u>29</u> 略	<u>30</u> 略
<u>30</u> 略	<u>31</u> 略
<u>31</u> 略	<u>32</u> 略
<u>32</u> 略	<u>33</u> 略
<u>33</u> 略	<u>34</u> 略

附則を次のように改める。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。